

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	30	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業		事業番号	D-5-2
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)		県 (直接)	
総交付対象事業費		495,442 (千円)	全体事業費		967,555 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、被災者に対して低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>大船渡市内 3 地区：管理戸数 262 戸 (事業対象戸数 227 戸と想定)</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>災害公営住宅の新規管理及び継続管理団地の家賃低廉化に係る費用が増額したため、D-4-5 災害公営住宅整備事業 (末崎) から 240,127 千円 (国費：H23 補正予算 210,111 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 222,237 千円 (国費：194,456 千円) から 462,364 千円 (国費：404,567 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)</p> <p>災害公営住宅の継続管理団地の家賃低廉化に係る費用が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業 (大船渡) から 231,986 千円 (国費：H23 繰越予算 202,987 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 462,364 千円 (国費 404,567 千円) から 694,350 千円 (国費：607,554 千円) に増額。</p>						
当面の事業概要						
【地区名】管理戸数 (カッコ内は事業対象想定戸数)						
H27～管理開始：【上平】65 戸 (55 戸)、【みどり町 (1・2 号棟)】97 戸 (86 戸)						
H28～管理開始：【みどり町 (3 号棟)】50 戸 (43 戸)、【関谷】50 戸 (43 戸)						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害公営住宅の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅整備事業 <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	31	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業		事業番号	D-6-2
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)		県 (直接)	
総交付対象事業費		44,620 (千円)	全体事業費		123,719 (千円)	
事業概要						
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、災害公営住宅の家賃の低減を行う事業であり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>大船渡市内 3 地区：管理戸数 262 戸（事業対象戸数 227 戸と想定）</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>災害公営住宅の新規管理及び継続管理団地の家賃低減に係る費用が増額したため、D-4-5 災害公営住宅整備事業 (末崎) から 42,225 千円 (国費：H23 補正予算 31,668 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 27,703 千円 (国費：20,777 千円) から 69,928 千円 (国費：52,445 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 1 月 17 日)</p> <p>災害公営住宅の継続管理団地の家賃低減に係る費用が増額したため、◆D-4-4-1 災害公営住宅駐車場整備事業 (大船渡市) から 23,122 千円 (国費：H23 繰越予算 17,341 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 69,928 千円 (国費：52,445 千円) から 93,050 千円 (国費：69,786 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 31 年 1 月 11 日)</p> <p>災害公営住宅の継続管理団地の家賃低減に係る費用が増額したため、D-4-4 災害公営住宅整備事業 (大船渡) から 13,752 千円 (国費：H23 繰越予算 10,314 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 93,050 千円 (国費：69,786 千円) から 106,802 千円 (国費：80,100 千円) に増額。</p>						
当面の事業概要						
<p>【地区名】管理戸数 (カッコ内は事業対象想定戸数)</p> <p>H27～管理開始：【上平】65 戸 (55 戸)、【みどり町 (1・2 号棟)】97 戸 (86 戸)</p> <p>H28～管理開始：【みどり町 (3 号棟)】50 戸 (43 戸)、【関谷】50 戸 (43 戸)</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害公営住宅の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅整備事業 <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>						

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	まちづくり連携道路整備事業 (主) 大船渡広田陸前高田線 船河原	事業番号	D-1-7
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	県	
総交付対象事業費		4,541,638 (千円)	全体事業費		5,474,000 (千円)
事業概要					
<p>東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた末崎町船河原地区と小細浦地区の市街地を結ぶ幹線道路となる(主)大船渡広田陸前高田線(船河原)の道路整備を行う。</p> <p>(主)大船渡広田陸前高田線(船河原)は、国道45号と小細浦地区を結ぶ主要道路であるとともに、沿線にはJR大船渡線細浦駅が立地するなど当地区的生活道路としても重要な路線である。</p> <p>今回の津波により、細浦地区の多数の家屋が流失するなどの被害が生じたことから、高台移転などとあわせて浸水区域を回避する延長2.2kmの2車線道路を整備するものである。</p> <p>現状は、平成27年度に用地取得に着手、平成28年度に工事着手し、平成30年度末までに用地取得、その1工区の道路改良が完了。今年度は、その2工区の函渠工、道路改良の工事を進めていく。その3工区の函渠工2基、道路改良についても進めており、令和2年度の完了に向けて関係機関と調整し整備を進める予定である。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】P16</p> <p>・多重防災型まちづくり推進事業(まちづくり連携道路整備事業)</p> <p>道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成29年1月19日)</p> <p>当初事業費算出時の空中写真測量と現地測量の結果の差異による道路線形の見直しと、単価上昇から工事費が増額したため、D-4-5 災害公営住宅整備事業(末崎)より244,679千円(国費:H23 補正予算201,860千円)、D-4-6 災害公営住宅整備事業(綾里)より34,974千円(国費:H23 繰越予算28,854千円)、◆D-1-5-1 まちづくり連携道路整備事業(道路)より34,916千円(国費:H23 補正予算28,806千円)、◆D-1-5-2 まちづくり連携道路整備事業(街路)より、117,793千円(国費:H23 補正予算97,179千円)を流用。これにより、交付対象事業費は2,537,638千円(国費:2,093,551千円)から2,970,000千円(国費:2,450,250千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成30年10月10日)</p> <p>令和元年度執行分として、D-1-5 まちづくり連携道路整備事業((主)大船渡綾里三陸線 越喜来)より40,580千円(国費:33,479千円)、D-1-6 まちづくり連携道路整備事業((一)崎浜港線 越喜来)より26,336千円(国費:21,727千円)、洋野町D-1-1 まちづくり連携道路整備事業(八木)より118,916千円(国費:98,106千円)、宮古市D-1-1 まちづくり連携道路整備事業(鉄ヶ崎)より70,577千円(国費:58,226千円)、宮古市D-1-5 まちづくり連携道路整備事業(千鷲)より28,081千円(国費:23,167千円)、釜石市D-1-5 まちづくり連携道路整備事業(下荒川の2)より54,393千円(国費:44,874千円)、陸前高田市D-1-1 まちづくり連携道路整備事業(小友)より161,117千円(国費:132,921千円)を流用。これにより、交付対象事業費は2,970,000千円(国費:2,450,250千円)から3,470,000千円(国費:2,862,750千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					

<p><平成 26 年度>測量設計等 <平成 27 年度>測量設計等 用地補償 <平成 28 年度>用地補償 工事等 <平成 29 年度～令和 2 年度>用地補償 工事等</p>
<p>東日本大震災の被害との関係</p> <p>・東日本大震災津波により被害を受けた船河原地区において、大船渡市の復興まちづくりと一体となった道路整備を行うことにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。</p>
<p>関連する災害復旧事業の概要</p> <p>なし</p>

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	
<p></p>	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	124	事業名	まちづくり連携道路整備事業 (主) 大船渡綾里三陸線 赤崎	事業番号	D-1-25
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)	県 (直接)	
総交付対象事業費		8,288,000 (千円)	全体事業費		8,471,000 (千円)
事業概要					
<p>東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けた赤崎地区のまちづくりと一体的に整備し、半島各集落の孤立解消に寄与する (主) 大船渡綾里三陸線 (赤崎) の道路整備を行う。</p> <p>(主) 大船渡綾里三陸線 (赤崎) は、大船渡市中心部と蛸ノ浦漁港などを結ぶ主要道路であるとともに、沿線には小中学校が立地するなど当地区的生活道路としても重要な路線である。</p> <p>今回の津波により、赤崎地区の多数の家屋が流失するなどの被害が生じたことから、高台移転や公共施設の移転などとあわせて浸水区域を回避する延長 4.1 km の 2 車線道路を整備するものである。</p> <p>平成 26 年度に用地取得着手、平成 27 年度に工事着手し、令和元年度 12 月末までに事業地内の用地買収及び主要構造物の 1 工区函渠工、2 工区橋梁工、函渠工 (アーチカルバート)、3 工区函渠工、5 工区函渠工の施工が完了している。今年度は、残りの 4 工区の函渠工完成を予定している。道路改良についても、2、3 工区を中心に進めており、令和 2 年度の完了に向けて関係機関と調整し整備を進めている。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】 P16 ・多重防災型まちづくり推進事業 (まちづくり連携道路整備事業) 道路機能の向上を図るため、津波により浸水した道路について、市町村の復興まちづくりと一体となった整備を実施。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 切土法面の崩壊が発生し対策工を施す必要があることから、工事費が増額したため、D-4-5 災害公営住宅整備事業 (末崎) より 86,000 千円 (国費 : H23 補正予算 70,950 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 6,167,000 千円 (国費 : 5,087,775 千円) から 6,253,000 千円 (国費 : 5,158,725 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更) (平成 30 年 10 月 10 日) 令和元年度執行分として、陸前高田市 D-1-1 まちづくり連携道路整備事業 (小友) より、97,000 千円 (国費 : 80,025 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 6,253,000 千円 (国費 : 5,158,725 千円) から 6,350,000 千円 (国費 : 5,238,750 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 26 年度> 測量設計 用地補償等 <平成 27 年度> 測量設計 用地補償 工事等 <平成 28 年度> 用地補償 工事等 <平成 29 年度> 工事等 <平成 30 年度> 工事等 <令和元年度~令和 2 年度> 工事等</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災津波により被害を受けた赤崎地区において、大船渡市の復興まちづくりと一体となった道路整備を行うことにより、安全で安心な防災都市・地域づくりを推進する。</p>					

関連する災害復旧事業の概要
なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	169	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業【補助率変更分】	事業番号	D-5-4
交付団体	県		事業実施主体 (直接/間接)	県 (直接)	
総交付対象事業費	43,080 (千円)		全体事業費	43,080 (千円)	
事業概要					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、被災者に対して低廉な家賃で災害公営住宅の供給を行うものであり、入居者の経済的な負担を緩和することにより、生活再建の支援を図るものである。</p> <p>大船渡市内 2 地区：管理戸数 162 戸 (事業対象戸数 141 戸と想定)</p>					
当面の事業概要					
【地区名】管理戸数 (カッコ内は事業対象想定戸数) H27～管理開始：【上平】65 戸 (55 戸)、【みどり町 (1・2 号棟)】97 戸 (86 戸)					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災津波により甚大な被害を受けた大船渡市沿岸部において、住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、恒久的な住宅の供給を推進する必要がある。</p> <p>当該事業は、平成 23 年 10 月 5 日に策定した「岩手県住宅復興の基本方針」に基づき、災害公営住宅の整備を行い、被災者の生活再建を支援するものである。</p> <p>【岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画】</p> <ul style="list-style-type: none">・災害公営住宅整備事業 <p>東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

大船渡市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	170	事業名	永浜・山口地区残土処分事業		事業番号	◆D-23-17-1
交付団体		県	事業実施主体 (直接/間接)		県 (直接)	
総交付対象事業費		525,000 (千円)	全体事業費		525,000 (千円)	
事業概要						
<p>防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等の多数の事業が並行して進む中、膨大な土砂の流用調整が必要となったため各事業における搬出と搬入の時期的な調整も考慮し、一定の面積を有する大船渡港永浜・山口地区の造成地に土砂を仮置き (令和元年 11 月末時点で約 27 万 m³) して、復興事業期間内に実施する復興事業等へ土砂を流用できるよう対応してきたところである。</p> <p>しかし、転石や不良土等盛土材として使用できない残土が発生しており、復興事業等への流用が出来ず、最終処分が必要となることから、土地の管理者である岩手県において一括して実施するものである。</p> <p>残土の処分先は、近隣で最終処分が可能な受入先が無いことから陸前高田市 (福伏鉱山) へ搬出し、残土の搬出に合わせて仮置き場の整地を行うものである。</p>						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						
当面の事業概要						
<令和 2 年度> 残土処分 (第 26 回申請)						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災に係る防災集団移転促進事業等の復興事業から出た残土のうち、盛土材として使用できない残土を最終処分するものである。</p> <p>※区域の被害状況も記載して下さい。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号	D-23-17					
事業名	防災集団移転促進事業 (中赤崎)					
交付団体	大船渡市					
基幹事業との関連性						
防災集団移転促進事業 (中赤崎) 等により発生した残土の最終処分を行うものである。						